

東大和市印鑑条例の一部を改正する条例

東大和市印鑑条例（昭和51年条例第5号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項第2号を次のように改める。

（2）意思能力を有しない者（前号に掲げる者を除く。）

第7条第2項中「が記載されている」を「の記載（法第6条第3項の規定により磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。次条第2項において同じ。）をもつて調製する住民票にあつては、記録。以下同じ。）がされている」に改める。

第8条第1項第3号中「（法第6条第3項の規定により磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。次項において同じ。）をもつて調製する住民票にあつては、記録。以下同じ。）」を削り、同項第7号中「が記載されている」を「の記載がされている」に改める。

附 則

この条例は、令和元年12月14日から施行する。